

## 鳴門教育大学FD委員会規程

令和 7 年 3 月 27 日

規程第 24 号

改正 令和 8 年 3 月 11 日規程第 48 号

(趣旨)

第1条 鳴門教育大学の教職員に必要な資質・能力の向上に向けた研修、及び学生に対する教育の充実を目指す授業等の改善に向けた組織的な活動（ファカルティ・ディベロップメント（以下「FD」という。））を推進するため、鳴門教育大学FD委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(組織)

第2条 委員会は、次に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 学長が指名する副学長 1名
- (2) 学長が指名する特命補佐 1名
- (3) 副専攻長
- (4) その他学長が指名する者 若干人

(任期)

第3条 前条第4号に規定する委員の任期は、1年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、第2条第1号に掲げる者をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

(審議事項)

第5条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 大学が推進する教育戦略に資する教員の資質能力向上に関する事項
- (2) 授業を含む教育改善の推進に関する事項
- (3) 内部質保証に関する事項
- (4) その他委員会が必要と認めた事項

(議事)

第6条 委員会は、委員の3分の2以上の者が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。

2 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員長は、必要があると認めたときは、委員以外の者を委員会に出席させ、意見を述べさせることができる。

(専門部会の設置)

第8条 委員会に必要がある場合は、専門部会を置くことができる。

2 専門部会の設置、組織その他必要な事項は、別に定める。

(事務)

第9条 委員会の事務は、学生支援部教務課において処理する。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。